



題字は斎藤邦吉先生書

発行所 昭和48年3月14日 厚生省環第171号認可 全国環境整備事業協同組合連合会 103-0027 東京都中央区日本橋2-9-1 竹一ビル4階 TEL (03) 3272-9939 FAX (03) 3272-9938

環境整備事業関係広報紙

【7月号】

本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃・産業廃棄物等の取扱業者による全国団体の広報紙です。会員・関係企業・官公庁・地方公共団体に頒布しております。

目次

- 1面……第46回通常総会で委員会再編
2、5面……総会懇親会に 与野党から来賓多数
6面……実効ある合理化対策へ団結

第46回通常総会

区域割り、適正料金の解決が最重要課題

委員会体制再編し業界の根本的課題解決へ

全国環境整備事業協同組合連合会(玉川福和会長)は第46回通常総会を5月17日、東京・千代田区の如水会館「スターホール」で開催し(写真)、全国の会員組合の代表者のほか総会懇親会には与野党から多数の国会議員、中央官庁、関係団体から来賓を迎えた。総会では、平成29年度の各委員会活動報告、収支決算のほか、平成30年度の活動計画、収支予算案を審議した。このうち第2号議案では、委員会体制の再編が提案され、承認した。新たな合理化適正・下水道農集委員会が区域割り問題、料金問題といった業界が抱える根本的課題の解決を目指すとともに、下水道対策、農業集落排水事業の繋ぎ込み対策と必要な技術・資格等の取得に取り組む方針を固めた。



同日は午後3時から開会し、事務局が24組合全ての出席(委任状2組合)を得て総会が成立することを報告した。冒頭で玉川会長は「本日の総会では、なぜ協同組合ができたのかに思いを巡らせる必要がある。組合員が環整連にどんな役割を求めたかというところ、ひとえに自分達の生活を守るため。基本的に料金を確保するために我々協同組合は存続してきた」と全国環整連が創立された背景を述べた。

さらに「戦後間もなく我々の先達は家族を路頭に迷わすことがないよう、この業を選んだ。後を継い

だ我々は、この業を選択したという意識を強く持つ必要がある。親が積み残した料金問題を解決するにという使命がある。料金問題をこれ以上積み残すことなく、次の世代にバトンタッチしていく必要がある」と組合活動の前進に意欲を示した。

次に総会議長に西村博文常任理事を選出し、第1号議案「平成29年度活動報告、収支決算並びに料金問題の承認」、第2号議案「全国環整連、委員会体制」、第3号議案「平成30年度活動方針、活動計画並びに収支予算の決定」、第4号議案「平成30年度借入金最高限度額決定」、第5号議案「取引金融機関決定」、第6号議案「その他」について審

議した。このうち第2号議案では、全国環整連の部会・委員会体制の再編と、部会長および各委員会長の任命を行った。執行部内に置かれた適正処理推進部会のもと、財務(統合・新設)、浄化槽、循環資源、広報編集の各委員会と青年部が活動主体となり、地域問題の現地支援を機に積極的な事業活動を展開していく。適正処理推進部会長は黒瀬栄治副会長が担当し、各委員会を統括するほか、関連テーマは委員会共同で取り組むなど内容の充実を図る。

最高裁判決理解し適正処理推進 一廃は自由競争に位置付けられない

一廃は自由競争に位置付けられない

平成30年度の活動方針として適正処理推進部会として最高裁判決が一般廃棄物処理は自由競争の事業と位置付けられていないと判断を下した。また一廃処理の継続・安定確保には、その地域の需給と変動による影響を考慮すべきとの考えを示した。具体的には区域割りを通じた適正処理の確保と合理化協定締結に向けた現地支援、不当な委託業務の入札制度の阻止、廃

棄物処理法に係る最高裁判決を基本とした研修会実施等を行う。浄化槽委員会は、浄化槽が下水道に代わる排水処理施設になるべく適正な維持管理体制の移行、良好な処理水の確保に向け、浄化槽法や関連通知の研修、全国環整連水再生システム認定基準の再構築、現地の水再生実務研修会の実施、タブレットによる維持管理システムの確立、環境省や国交省との協議などを行



全国環境整備事業協同組合連合会 会長 玉川 福和

総会挨拶

世界を見ると第三次世界大戦でも始まるかと思うような情勢です。日本の国会を見ると、嘘をつかない人は国会議員になれないようにも思える。ただ環整連はそうあつてはなりません。

本日の総会では、なぜ協同組合ができたのかということに思いを巡らせる必要があります。各県で協同組合を組織し、そして全国団体の環整連が誕生した。組合員が環整連にどんな役割を求めたかというところ、ひとえに自分達の生活を守るためです。

下水道の普及によりし尿の業務が縮小される背景で合特法が定められました。合特法が適切に運用できると地域とできていない地域

料金問題解決し次世代へバトンタッチを

昭和三十年代の初め頃から、全国環整連では適正料金の獲得運動が始まりました。そして料金問題を突破したところ、突破できなかったところがある。一つの壁を越えないと、なかなか次の壁は乗り越えられません。つまり料金問題の壁

の差がある。基本的に料金を確保するために我々協同組合は存続してきました。戦後間もないときに、我々の先達は家族を路頭に迷わすことがないよう、この業を選びました。そして後を継いだ我々は、この業を選択したという意識を明確に持つ必要がある。親が積み残した料金問題を解決する。足りないところが明らかになった時点で解決するのが、私たちに課せられた使命だという意識を持つ必要がある。

自分の親たちが乗り越えられなかった料金問題をこれ以上積み残すことなく、次の世代にバトンタッチしていく必要があります。そしてバトンタッチされる青年部は、組合がやるべきことを目標として焦点を絞って込んで環整連を前へ進めていただきたい。ご理解のほどよろしくお願ひします。

当入札・新規許可の阻止、ごみ諸問題に関する環境省との協議、地域の処理計画の把握と合理的な原価計算の推進、一般廃棄物としての業務範囲を明確にし他業界からの浸食を防ぐ、廃棄物管理システムの推進、リサイクルの研究、処理困難物や災害廃棄物取り扱いの確保、地域人材育成に取り組み。 広報編集委員会は、組合の活動を目的に広報環整連の発行とホームページの更新に取り組む。 このほか青年部は、適正料金の獲得と適正料金の獲得、社会的地位の確立を目的に掲げ、浄化槽委員会と連携し水再生システムの実務研修会の実施、各委員と、与野党からも多数の国会議員が駆けつけ祝辞を述べた。 合わせなどを実施するとした。 総会後は午後6時から懇親会を開催した。業界、関係省から多くの来賓が出席したほか、自民党の渡海紀三朗衆議院議員、立憲民主党の枝野幸男代表、公明党の鰐淵洋子衆議院議員など、与野党からも多数の国会議員が駆けつけ祝辞を述べた。

安定した事業環境整備と浄化槽発展へ関係者一丸

懇親会に渡海自民党議員や枝野民主代表ら来賓多数

全国環整連第46回通常総会後の懇親会には、会員、関係団体など約250名が出席し、国会からは渡海紀三朗自由民主党衆議院議員、枝野幸男立憲民主党代表・衆議院議員、増子輝彦国民民主党参議院議員、室井邦彦日本維新の会参議院議員ら多数の与野党議員が駆けつけた。

冒頭、黒瀬副会長のあいさつに続いて玉川会長があいさつに立ち「世界中で戦争が勃発しており、第3次世界大戦がいつ起きてもおかしくない状況だ。現在わが国は平和を保っているが、戦後70年を超えて官僚機構が瓦解し始めている。ここぞ悪いものを悪いと言わねばならない。憲法は戦勝国の米国が作ったものであり、再び戦争を起こさないためにある。安定した国家があれば必ず業界団体としていい仕事ができるはずだ。安定・安心の国づくりを要求する」と述べた。

枝野代表は「野党がしっかりしなければ政治は良くならない。ご心配をおかけすることもあろうかと思うが、与党と違いをしっかり出しながら共通する点では協力してまいりたい。環整連の皆さまは地域の暮らしと密接したお仕事をされている。全国で安心・安全の生活環境を整備するには皆さまに頑張っていたくほかない。その点は与党の皆さまも同じ考えだと思うので、それぞれの立場で皆さまの声を受け止め我々も頑張っていきたい」と環境行政で連携する姿勢を見せた。

乾杯の発声は福山哲郎立憲民主党幹事長・参院議員が務め、開宴後も次々と国会議員や環境省幹部らが駆け付けてなごやかに歓談し、午後7時に古澤謙一副会長の締めめで盛況のうちに散会した。



鈴木貴子衆議院議員 (自民)



大岡敏孝衆議院議員 (自民)



城内実衆議院議員 (自民)



鰐淵洋子衆議院議員 (公明)



渡海紀三朗衆議院議員 (自民)



福山哲郎幹事長 (立憲民主)



業界の発展を祈念して乾杯する福山哲郎立憲民主党幹事長



新発売

逆洗式浄化槽には、これ1台。 18通りの作動プログラムインストール済!



自動逆洗式ブロワ
LAG-80E

- 逆洗・ばっ気の切り替えが可能
右ばっ気、左ばっ気が1台で対応可能。
- 手動逆洗6・12・168(7日間)時間
長時間設定可能。(通常10分)



簡単プログラム設定

- 長寿命
- 突然停止しない
- らくらくメンテナンス

警報器が、
光とブザーで異常を知らせます。



警報器付ブロワ
LAA-80

リニア駆動フリーピストン方式

メドーブロワ

ブロワ検索



修理研修受付中/デモ機依頼お気軽に!

www.nitto-kohki.co.jp

☆お問い合わせは、お取り扱い販売店様へおたずねください。

技術で、人を想う。

日東工器株式会社

メド一事業部 リニア販売部

〒146-8555 東京都大田区仲池上 2-9-4 Tel:03-5748-5521 Fax:03-3754-0258

MLSS / 界面計	MLSS計	溶存酸素計 DO計	pH / ORP計	pH計	塩素イオン計																							
SS-10Z ¥250,000	SS-10F ¥220,000	DO-10Z ¥125,000	KP-10Z ¥95,000	KP-10F ¥90,000	CL-10Z ¥170,000																							
 沈殿槽の汚泥界面/MLSS測定	 活性汚泥濃度測定	NEW DOセンサー OXNIT : OX-V2 測定範囲 DO : 0.00 ~ 30.00mg/L 水温: 0.0 ~ 50.0°C	pH / ORP / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号	pH / 水温計 計量法 型式承認 計器本体 第SS142号 電極 第S142号	測定レンジ自動切替機能付 鉛フリー対応でIP67相当の防水構造																							
<table border="1"> <tr> <th></th> <th>SS-10Z</th> <th>SS-10F</th> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>MLSS: 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m</td> <td>無し</td> </tr> </table>		SS-10Z	SS-10F	測定範囲	MLSS: 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	無し			<table border="1"> <tr> <th>型式</th> <th>KP-10Z</th> <th>KP-10F</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">測定範囲</td> <td colspan="2">0.00~14.00pH</td> </tr> <tr> <td colspan="2">0~±1900mVpH電極起電力</td> </tr> <tr> <td>0~±1900mV(ORP)</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">0.0~50.0°C</td> </tr> </table>	型式	KP-10Z	KP-10F	測定範囲	0.00~14.00pH		0~±1900mVpH電極起電力		0~±1900mV(ORP)	無し		0.0~50.0°C			<table border="1"> <tr> <th>測定方式</th> <td>固体膜塩素イオン電極法</td> </tr> <tr> <th>測定範囲</th> <td>0.1 ~ 2000mg/L</td> </tr> </table>	測定方式	固体膜塩素イオン電極法	測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L
	SS-10Z	SS-10F																										
測定範囲	MLSS: 0~20000mg/L(表示は30000mg/Lまで) 水深 0.00~5.00m	無し																										
型式	KP-10Z	KP-10F																										
測定範囲	0.00~14.00pH																											
	0~±1900mVpH電極起電力																											
	0~±1900mV(ORP)	無し																										
	0.0~50.0°C																											
測定方式	固体膜塩素イオン電極法																											
測定範囲	0.1 ~ 2000mg/L																											
各種DPD 残留塩素 測定試薬取扱	DPD-GL-10:1滴で測定100回分で5mL DPD-F-1(粉末遊離残留塩素測定試薬) DPD-TL-1(粉末全残留塩素測定試薬)	KRK 笠原理化工業株式会社			本社: 埼玉県久喜市吉羽1-10-10 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749 URL http://www.krkjpn.co.jp																							

測定値のバラツキが少ない、電子式透視度センサー	比色試験器	ピストン式採水器													
プローブ型透視度センサー : TP-10Z 従来 透視度測定は従来JIS法に基づく 目視測定式透視度計が用いられています。 問題・対策 目視式は測定環境の影響が大きい。 電子式透視度センサーは安定した測定を実現。	一体型透視度センサー : TP-30 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>プローブ型</th> <th>一体型</th> </tr> <tr> <td>型式</td> <td>TP-10Z</td> <td>TP-30</td> </tr> <tr> <td>測定方法</td> <td>採水/投込</td> <td>採水</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>2~200cm 0~2Abs</td> <td>2~200cm</td> </tr> </table>		プローブ型	一体型	型式	TP-10Z	TP-30	測定方法	採水/投込	採水	測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm	アクアテスター、DPD試薬 1Z / 2Z シリーズ (9段階測定) 7Z シリーズ (10段階測定) DPD残留塩素測定試薬 比色法、ニーズに対応、粉末分包試薬、 液体試薬をラインナップ DPD-GL-10 DPD-WA-50 DPD-F-1 DPD-TL-1 DPD液体試薬 遊離残留塩素試薬 全残留塩素試薬	ミズテッポ1号/2号 1回で 500mL 採水OK! 深い所 狭い所 浅い場所の 採水OK! テーパ付採水ノズル
	プローブ型	一体型													
型式	TP-10Z	TP-30													
測定方法	採水/投込	採水													
測定範囲	2~200cm 0~2Abs	2~200cm													
KRK 笠原理化工業株式会社 濁度、PH/ORP計、DO計、塩素イオン計 レーザー濁度計、導電率計、電磁濃度計 COD計、各種試薬・標準液、ETC			本社: 埼玉県久喜市吉羽1-10-10 ☎0480-23-1781 FAX 0480-23-2749 URL http://www.krkjpn.co.jp												

TOHO ついに完成 魔法の潤滑油 衛生車の臭気問題を解決

衛生車の臭気0化
作業環境の劇的な改善



脱臭剤不要

デオマジック VC1 オイル

衛生車の消臭対策に抜群の効果を発揮する真空ポンプ用潤滑油です。今お使いの潤滑油と交換するだけで、脱臭ツールを使わなくても、永年の悩みであった不快臭が芳香に変わります。作業ストレス軽減や雇用の確保、また、作業中を気付かせない周辺配慮にも効果抜群です。

お問い合わせ先
東邦車輛株式会社 部品営業課
〒236-0043 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号
TEL:045-784-1195 FAX:045-784-1196
Email:deomagic.vc1@shinmaywa.co.jp

DEOMAGIC™ VC1 Oil
デオマジック VC1 オイル



東邦車輛株式会社 特装自動車の製造販売

本社/東京事務所 TEL:045-575-9901	中部支店 TEL:052-218-5123
北海道支店 TEL:011-633-7101	中部支店 金沢出張所 TEL:076-223-1191
東北支店 TEL:022-782-5040	近畿支店 TEL:0798-52-2100
仙台部品営業所 TEL:022-782-5065	東邦車輛サービス(株) TEL:072-433-2401
北関東支店 TEL:0276-89-1551	中国営業所(広島) TEL:082-890-2882
信越営業所(新潟) TEL:025-283-6571	四国営業所 TEL:089-965-4580
関東支店 TEL:03-3843-3351	九州支店 TEL:092-441-1951
茨城営業所 TEL:0298-22-5569	南九州営業所 TEL:099-252-2070
神奈川営業所 TEL:045-580-1511	福岡部品営業所 TEL:092-441-0634

金沢から 全国、海外に... 水処理関連機器の総合商社

誠意と信頼のネットワーク

即答即配システムが当社のモットーです。



株式会社 日環商事

本社 〒920-0333 石川県金沢市無量寺5丁目75番地
TEL:076-268-1771(代) FAX:076-267-5348
FAX専用 フリーダイヤル 0120-617-718
E-mail:info@nikkan-shoji.co.jp
http://www.nikkan-shoji.co.jp

四国営業所 〒769-0103 香川県高松市国分寺町福家甲196番地1-101
TEL:087-813-7621 FAX:087-813-7011

九州営業所 〒812-0861 福岡県福岡市博多区浦田1丁目5番21号-7
TEL:092-558-4828 FAX:092-558-4827

- 取扱商品
- | | | |
|-------------|---------------|----------------|
| エアポンプブロー | ガス検知器・送排風機 | 電動工具・制御機器・記録紙 |
| 水中ポンプ・陸上ポンプ | 配水管清掃機器・薬剤 | 浄化槽関連部品・FRP補修剤 |
| 給水ポンプ・薬注ポンプ | 各種産業用ベルト・ホース | マンホール・その他 |
| 水質検査器・理化学機器 | 浄化槽用消毒薬・維持管理剤 | |

こだわりの製品を 追い続ける会社



フレシ式塵芥車
フレスマスター



電動回転式塵芥車
E-SEV



EP-2
(パキュームカー)



強力吸引車
パワフルマスター



浄化槽水リサイクル車
ウォーターマスター



高圧洗浄車
ハイプレクリーナー

株式会社 **モリタエコノス**
■全国販売網及びサービス網

本社工場 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号 Tel.072(995)0605

仙台支店 Tel.(022)237-4171(代)	神奈川支店 Tel.(045)505-0031(代)	四国支店 Tel.(087)841-3330(代)	代理店
埼玉支店 Tel.(048)777-1891(代)	静岡営業所 Tel.(054)281-2388(代)	福岡支店 Tel.(092)591-1201(代)	栃北海道モリタ Tel.(011)721-4114(代)
千葉支店 Tel.(043)243-2737(代)	名古屋支店 Tel.(052)882-4571(代)	鹿児島営業所 Tel.(099)282-8352(代)	北海道特殊自販機 Tel.(011)784-4222(代)
東京支店 Tel.(03)5569-1740(代)	関西支店 Tel.(072)947-2121(代)		沖縄モリタ特殊サービス Tel.(0988)77-6677(代)
西東京営業所 Tel.(042)568-2971(代)	京都営業所 Tel.(075)631-3391(代)		
新潟営業所 Tel.(025)265-0276(代)	広島支店 Tel.(082)893-2231(代)		



今井雅人衆議院議員
(国民民主)



室井邦彦参議院議員
(日本維新の会)



生方幸夫衆議院議員
(立憲民主)



増子輝彦幹事長代行
(国民民主)



枝野幸男代表
(立憲民主)



岸本周平衆議院議員
(国民民主)



階猛衆議院議員
(国民民主)



細野豪志衆議院議員
(無所属)



大串博志衆議院議員
(無所属の会)



大島九州男衆議院議員
(国民民主)

来賓一覧 (国会議員) (敬称略・順不同)

氏名	所属	氏名	所属
秋葉 賢也	自民(衆)	鈴木 宗男	新党大地
今井 雅人	国民民主(衆)	武田 良太	自民(衆)
生方 幸夫	立憲民主(衆)	樽床 伸二	無所属(衆)
枝野 幸男	立憲民主(衆)	塚田 一郎	自民(参)
大岡 敏孝	自民(衆)	渡海紀三朗	自民(衆)
大串 博志	無所属の会(衆)	西村 明宏	自民(衆)
大島九州男	民進(参)	二之湯武史	自民(参)
門 博文	自民(衆)	福山 哲郎	立憲民主(参)
金子 俊平	自民(衆)	細野 豪志	無所属(衆)
岸本 周平	国民民主(衆)	増子 輝彦	国民民主(参)
小寺 裕雄	自民(衆)	室井 邦彦	日本維新(参)
小鐘 隆史	自民(参)	森 ゆうこ	自由(参)
階 猛	国民民主(衆)	鱒淵 洋子	公明(衆)
鈴木 貴子	自民(衆)		



鈴木宗男党代表
(新党大地)



森ゆうこ参議院議員
(自由)

来賓一覧 (省庁) (敬称略)

氏名	役 職
山本 昌宏	環境省 環境再生・資源循環局 次長
瀬川 恵子	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長
工藤 喜史	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 課長補佐
土居健太郎	環境省 環境再生・資源循環局 総務課 長課



安定した事業環境整備へ安心の国づくりを求める玉川会長

実効ある合理化対策に向け団結

最高裁判決踏まえ各地で活動展開

全国環境連の第46回通常総会は、第2号議案で委員会体制の再編が提案され、従来の合理化適正委員会が下水道事業、農業集落排水事業の転換業務の獲得支援を担う「合理化適正・下水道農集委員会」(牧野好晃委員長)となることで承認された。新たに4委員会及び青年部体制になったことを踏まえ、引き続き適正処理推進部長に就任した黒瀬栄治副会長は、「最高裁が判断を示したまま、合理化対策に着手する最後の機会になるだろう」と各組合の理事長に呼び掛けた。

平成29年度までの委員会の利活用、小規模な公共会体制では、これまで各下水道事業への参画模様の新規許可問題、合理化対策、区域割りの推進など、一般廃棄物の適正処理を維持・継続していく上で必要不可欠な体制の改善に注力してきた。

一方、事業・下水道委員会は、農業集落排水施設の維持管理や余剰汚泥

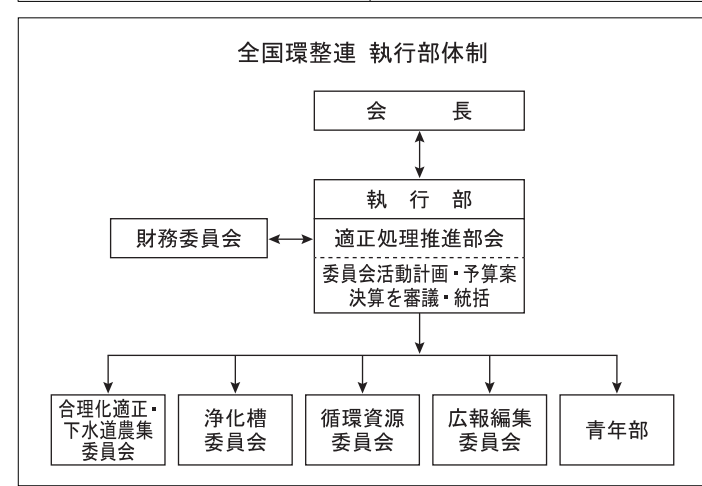
の利活用、小規模な公共下水道事業への参画模様の活動報告で、委員会独自に農集排施設や特定環境下水道に併設するピルトイン型小型コンポスト化施設の導入マニュアルを委員会独自にまとめ、先進各地の視察研修とSWOT分析勉強会など

部会・委員会名	役職・氏名
適正処理推進部会	部長 黒瀬 栄治
財務委員会	委員長 中村 隆
合理化適正・下水道農集委員会	委員長 牧野 好晃
浄化槽委員会	委員長 宮原 靖明
循環資源委員会	委員長 関根 信
広報編集委員会	委員長 西村 博文
青年部	部長 笹原 直人

一応の活動成果を達成したため、発展的統合をすることとなった。

引き続き、農業集落排水事業と下水道事業の転換業務獲得の取り組みが

必要のため「合理化適正・下水道農集委員会」が担当委員会として設けられた。同委員会とともに財務委員会、浄化槽委員会、循環資源委員会、広報編集委員会が適正処理推進部長として統括する。



残置物の適正処理確保へ通知発出

環境省 廃棄物処理業者等に周知徹底求める

環境省は6月22日、全国建設元請業者、廃棄物処理業者等への周知徹底を求めた。通知のポイントは次の3点。

①都道府県および市町村に対し、一般廃棄物に該当する残置物の処理について関係者から相談があった場合、「当該市町村における一般廃棄物処理計画(適切な排出方法、市町村が自ら処理しない廃棄物については連絡すべき一般廃棄物処理業者等)に沿った方法を示す」など、適正な処理が実施されるよう指導を求めた。

②夜逃げなど、当該建築物の所有者等の所在が不明で処理が行われない場合は、「関係者に対し適正な処理方法を示す」必要に応じて廃棄物処理法施行令第4条各号に掲げる基準に従い、市町村から適正な処理業者に対し残置物の処理を委託する「など、市町村において一般廃棄物の適正処理を確保するよう求めた。

なる場合は、廃棄物処理法第15条の2の5に係る「産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」が活用可能との留意点を示した。

残置物の取り扱いを巡っては、関係者から対応を求める声が寄せられていたほか、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても「建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集および運搬または処分を行う者に、処理を依頼する事例等が見受けられる」と課題が示され、「地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例がある。これらの取り組み事例を含め、残置物の取り扱いについて地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべき」との方針が示された。

今回の通知はこの方針を受け発出したもので、通知では「リフォーム工

事など解決以外の場合でも処理責任は当該建築物の所有者等にある。都道府県および市町村においては建築物の所有者、建設元請業者、廃棄物処理業者等への周知徹底を「行われた」とした。

また6月25日に開催された環境省全国廃棄物・リサイクル行政主幹課長会議(写真)でも、瀬川恵子廃棄物適正処理推進課長は同通知について「建築物の解体時に残置された廃棄物を占有者が処理せず、解体工事を行う方に引き取らせている事実があり、かねてより産業廃棄物関係の方々から指導を受けていた」と話を受けていた。残置物は「一般家庭から排出されれば」と求めた。

加えて「通知と併せ、環境省では残置物の適正処理をお願いするパンフレットを作成した。皆さまにお使いいただけるようPDFで配布している」ので活用していただければ」と求めた。

所信 黒瀬 栄治 適正処理推進部会長

区域割による適正処理体制確保し、合理化問題の解決を



昭和50年に合理化特別措置法が制定され、そして平成の時代に入り、平成15年くらいまでに料金問題等、地区割問題等、合理化問題を解決した、もしくは取り組んでいる地域は対策が来ているわけ

です。玉川会長の執行部体制になってからの10、15年、問題を解決しよう、進めようと言っているけれど、実際に進んでいない地域は全く動かない。要合理化特別措置法という法律があるのに、合理化対策だけでなく料金問題も地区割問題もまだなにも出て来ていない。

せつかくやろうと思う気持ちがあるのだったら、行動をやり切って結

果を出し、そして組合員に喜んでもらえる組織であることが、組合のあるべき姿ではないかと思えます。

この度の最高裁の判決を大切な材料として、適正処理推進部会は性根を入れて成果を出すために活動します。

本日お集まりのみなさんが地域の組織のトップですから、組合員のために、相互扶助の精神のもと、やるしかないんです。頑張りましょ

別紙2

解体工事等を発注する建築物の所有者等・建設工事元請等のみなさまへ

残置物の適正処理のお願い

建築物の解体・リフォーム工事の際に残された不用品・家電等(「残置物」と言います)は、解体・リフォーム工事の前、残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が、廃棄物処理法に則って処理する必要があります。

家庭の残置物の処理はどうしたらいいの？

- 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。市町村に相談の上、市町村の指定する方法で処理をお願いします。
- 解体業者、不用品回収業者など、市町村の一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者(※1)が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています(※2)。

※1 「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。

※2 罰則：5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその併科

違法

解体業者、不用品回収業者等(一般廃棄物処理業の許可なし)が回収

市町村の指定する方法

事務所の残置物の処理はどうしたらいいの？

- 事務所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、次に示す業者へ処理を委託し、適切な処理をお願いします。
- 一般廃棄物：一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を委託した業者
- 産業廃棄物：産業廃棄物処理の許可業者
- 建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています(※3)。
- 罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

残置物の適正処理呼びかける環境省パンフレット

